

巨済島海戦に関する一注進状

津野倫明

(地域変動論コース)

はじめに

周知のとおり、慶長の役に際しては七名の軍目付が豊臣秀吉によって任命されている。^①秀吉は「諸事かうらいニての様体、七人より御注進申上儀、正意ニさせらるへき旨、被仰聞候」と述べているように軍目付の注進こそを正しいものとしており、また起請文も提出させたくえで「諸事有様之体可申上旨」を命じていた。^②軍目付には朝鮮における秀吉の耳目としての活動が期待されていたのである。こうした軍目付が渡海諸將につけられる体制は「慶長の役における大きな特徴」とされており、^③戦果を証明する鼻請取状の発給が役割として注目されてきた。^④しかし、秀吉の期待からすると重視すべき注進の状況は十分には解明されていない。^⑤本稿では、かかる研究状況をふまえて、一通の注進状写を検討してゆく。

その注進状写で注進されているのは巨済島海戦（唐島の戦い）の戦果である。李敏雄氏はこの海戦について「主要海戦中、最大規模の海

戦のひとつ」であり、「日本水軍が朝鮮水軍を破った唯一のもの」であるにもかかわらず、「基本的な経過など事実の当否も把握されていない状況といえる」と指摘し、おもに朝鮮側の史料にもとづいて戦いの経過を整理しつつ、結果と原因を考察した。^⑥同氏の研究などを参考にし、戦いの概要についてごく簡単に説明しておこう。^⑦慶長二（一五九七）年七月一日、朝鮮の忠清・全羅・慶尚三道水軍統制使であった元均が率いる水軍は慶尚道の漆川梁に碇泊していた。この漆川梁は巨済島と漆川島との間にある海峡であり、日本側は巨済島の陸上部隊と水軍とによる挟撃作戦を同日夜半から翌日にかけて展開した。結果、日本側は朝鮮水軍に大打撃を与え、制海権を掌握したとされている。この海戦には「唐島の戦い」・^⑧「巨済島の海戦」・^⑨「巨済島海戦」・「漆川梁の海戦」・^⑩「漆川梁海戦」・^⑪「巨済島漆川梁海戦」など様々な呼称が存在する。「唐島の戦い」は当時日本側が巨済島を唐島と呼んでいたことに因んでいるが、「巨済島の海戦」もしくは「巨済島海戦」が日本国内における一般的な呼称と思われる。そこで、本稿では表題にも掲

げた「巨済島海戦」を表記として採用する。

右で参考にした李氏の研究などにより巨済島海戦の研究は進展してきたものの、管見の限りでは、勝利をおさめた日本側の論功行賞の前提となる軍目付の注進状を提示して検討した研究は存在しない。しかし、最近、巨済島海戦に関する軍目付の注進状写とみなすべき史料に接しえた。そこで、本稿では「番船取申帳」と題されたその史料を紹介するとともに分析することを課題としたい。具体的には、「番船取申帳」と巨済島海戦における戦功を賞すべく発給された秀吉感状などの諸史料との対応関係を考察してゆく。かかる作業をとおして、巨済島海戦や軍目付の研究における「番船取申帳」の意義を論じてみたい。

一 「番船取申帳」

本章では、「番船取申帳」を紹介し、若干の史料批判を試みる。まず、「番船取申帳」に接しえた経緯を述べておきたい。最近再読した三鬼清一郎氏の論文には「慶長二年（一五九七）七月の唐島での海戦の結果を記録した「番船取申注文之事」では、福原直高（長堯—津野註）・毛利吉成・秋月種長らの名がみられる」との記述があり、これによって巨済島海戦の注進にかかわる「番船取申注文之事」なる史料が存在することを知った。「長崎県（対馬）上県郡豊崎村「洲河生虎真氏所蔵文書」と注記されていたので、東京大学史料編纂所架蔵写真帳「対馬古文書」（請求記号6171.93-5）の「洲河文書」を閲覧してみたところ、

三鬼論文が言及した「番船取申注文之事」に該当するとみてよい文書に接しえた。これが本稿で「番船取申帳」と呼ぶ文書である。右の写真帳を用いた、その文書の翻刻を次に掲げよう。

史料 A

「番船取申帳」^(表紙)

番船取申注文之事

一 壹艘 加藤左馬之介(善明)自身取申候、

一 壹艘 加藤左馬之介（伊次郎兵衛 川口久五郎）取申候、

一 壹艘 加藤左馬之介内中島勝右衛門取申候、

合三艘

一 壹艘 福原右馬之介(長堯)自身取申候、

已上

一 壹艘 脇坂中務(安治)自身取申候、

一 壹艘 同中務内脇坂寛兵衛取申候、

一 壹艘 同中務内三宅勝介取申候、

一 壹艘 同中務内ふせ又介取申候、

一 壹艘 同中務内中村三介取申候、

合五艘

一 壹艘 藤堂佐渡守内藤堂次郎左衛門取申候、

一 壹艘 同佐渡守内藤堂勘左郎取申候、

一 式艘 藤堂宮内少輔内藤堂仁右衛門取、

一 式艘 藤堂佐渡守内藤堂新七郎(高古)取申候、

合六艘

一 壹艘 島津又七郎(忠豊)自身取申候、

以上

一 壹艘 毛利老岐守(古成)自身取申候、

一 壹艘 毛利老岐守内毛利勘左衛門取、

合式艘

一 壹艘 伊藤民部大輔(祐兵)内伊藤平六取申候、

一 壹艘 伊藤民部大輔(祐兵)内伊藤平六取申候、

合式艘

一 壹艘 秋月三郎(龍長)、

以上

一 三艘 相良宮内大輔取申候、

以上 内自身壹艘取申候、

一 壹艘 高橋九郎取申候、

以上

一 式艘 羽柴対馬守(義智)自身取申候、

一 壹艘 対馬守内柳川権之介取申候、

一 壹艘 有馬修理大夫(晴信)自身取申候、

一 壹艘 修理大夫内喜平次取申候、

一 壹艘 松浦法印(源信)内源三郎自身取、

一 壹艘 小西撰津守内小西孫九郎自身取、

一 式艘 小西撰津守内岡田少五郎取申候、

合九艘

船数都合参拾四艘

右之船之分ハ切取申候、相残百三拾艘焼捨申候、以上、

慶長二

七月廿二日 福原右馬之介

熊谷内蔵允(直盛)

毛利民部大輔(女重)

竹中源助(龍直)

増田右衛門尉殿(長盛)

石田治部少輔殿(三成)

長東大蔵大輔殿(正家)

徳善院僧正(前田玄以)

垣見和泉守(直一)

早田主馬頭(長政)

大田飛騨守(吉)

表紙記載の「番船取申帳」が当時の呼称なのかは判断しかねるが、本稿ではさしあたりこの呼称を用いることにする。

連署者の七名は秀吉が任命した軍目付たちである。その任命と変遷を確認しておこう。¹⁵⁾ 慶長二年二月、秀吉は釜山倭城在番の小早川秀秋の軍目付として太田一吉、「先手」の軍目付として毛利重政・竹中隆重・垣見一直・毛利友重・早川長政・熊谷直盛、これら計七名の軍目付を任命した。このうち、毛利重政が慶長二年五月に朝鮮で病死したため、秀吉は五月二四日あらたに釜山倭城在番の秀秋の軍目付として福原長堯を任命し、一吉を「先手」の軍目付に変更した。こうして軍目付は太田一吉・竹中隆重・垣見一直・毛利友重・早川長政・熊谷直盛そし

て福原長堯の体制となつた。この七名が「番船取申帳」の連署者となつてゐる。管見の限りでは、このように七名がそろつて注進にあつた事実を直接示す史料は他に存在しない。まず、ここに軍目付の研究における「番船取申帳」の意義が認められる。

この「番船取申帳」は冒頭にも「番船取申注文之事」とあるように、日本側諸將が「取申」した「番船」に関する注進状である。原則として大名ごとに大名自身とその家臣が「取申候」番船の数とそれらの小計が記され、しかるのちに「船数都合参拾四艘」と総計が記されている。傍線部からも明らかのように、「番船取申帳」は海戦における日本側の戦果をまとめて注進したものであり、さらに「慶長二 七月廿二日」なる日付から、その海戦は巨濟島海戦であつたことが判明する。

この「番船取申帳」には早川長政の名字の誤りなど瑕疵もみられるが、次章以下で検討してゆくように宛所の増田長盛・石田三成・長束正家・前田玄以らが巨濟島海戦に関する注進の秀吉への披露役になつており、また連署者である軍目付の顔ぶれにも不審な点はない。よつて、この「番船取申帳」の記載内容に信を置いて、秀吉感状などの諸史料との対応関係を考察してゆくことにしたい。

二 巨濟島海戦に関する二種類の豊臣秀吉感状

本章では、「結果として」妥当性を認めることになる『日本戦史朝鮮役』の見解とその論拠となつてゐる諸史料を検討してゆく。同書は

巨濟島海戦について、次のように総括している。¹⁶⁾

我軍一戦二敵ノ水軍ヲ撃破シ鹵獲又ハ焚毀セシモノ艦船百六十余隻ニ及ヒ海上権全ク我掌中ニ帰ス乃チ固城ニ抵リ即日勝ヲ秀吉ニ報ス八月九日秀吉感状ヲ諸將ニ与ヘ其戦功ヲ賞ス

「艦船百六十余隻」「八月九日秀吉感状ヲ諸將ニ与ヘ其戦功ヲ賞ス」といった記述からすると、右の総括の有力な論拠となつてゐるのは『日本戦史朝鮮役』掲載の第一九四号・第一九五号とみなされ、ともに『征韓録』を典拠としている。それぞれを『日本戦史朝鮮役』から引用しよう。

史料 I—0¹⁷⁾

七月十六日注進状、今月九日到来、加披見候、今度番船唐島ニ有之而、釜山浦表へ切々取出、日本通船相支候処、去十五日夜相働、番船百六拾余艘伐捕、唐人数千討捨、其外海へ追はめ、並津々浦々十五六里之間、船とも悉焼捨之由、手柄之段無比類候、以来迄番船根切仕候事、御感不斜候、何も帰朝之刻、可被加御褒美候、猶徳善院・増田右衛門尉・石田治部少輔・長束大藏大輔可申候也、

八月九日 御朱印

羽柴薩摩^(義私)侍従とのへ

島津又八郎^(忠臣)とのへ

史料 II—0¹⁸⁾

今度於唐島表、番船百六拾余艘伐捕刻、其方自身碎手、切乗三番目船、唐人不殘切棄由、手柄之段無比類候、殊更不焼其船、日本

へ指渡儀、御感不斜候、何も帰朝之刻、可被加御褒美候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔・長東大蔵大輔・徳善院可申候也、

八月九日 御朱印

島津又七郎(忠雄)とのへ

前者は八月九日付島津義弘・島津忠恒宛秀吉朱印状写であり、『征韓録』で確認したところ、やはり宛所には「羽柴薩摩侍従とのへ」「島津又八郎とのへ」が列記されている。⁽¹⁹⁾ただし、この写と同日付ではほぼ同文の次のような秀吉朱印状の正文が『大日本古文書島津家文書』に収録されている。

史料 I—1 ⁽²⁰⁾

七月十六日注進状、今日九日到来、加披見候、今度番船唐島二有之而、釜山海表へ切々取出、日本通路相支候処、去十五日夜相動、番船百六十余艘伐捕、唐人数千人伐捨、其外海へ追はめ、并先々津々浦々十五六里之間之船共悉焼捨由、手柄之段無比類候、以来迄番船根切仕候事、御感不斜候、何も帰朝之刻、可被加御褒美候、猶徳善院・増田右衛門尉・石田治部少輔・長東大蔵太輔可申候也、

八月九日 ○(秀吉朱印)

羽柴薩摩(義弘)侍従とのへ

史料 I—2 ⁽²¹⁾

七月十六日注進状、今日九日到来、加披見候、今度番船唐島二有之而、釜山海表へ切々取出、日本通路相支候処、去十五日之夜相動、彼番船百六十余艘伐捕、唐人数千人伐捨、其外海へ追はめ、

并先々津々浦々十五六里之間之舟共悉焼捨之由、手柄之段無比類候、以来迄番船根切仕候事、御感不斜候、何も帰朝之刻、可被加御褒美候、猶徳善院・増田右衛門尉・石田治部少輔・長東大蔵太輔可申候也、

八月九日 ○(秀吉朱印)

島津又八郎(忠雄)とのへ

さらに、これらと同日付ではほぼ同文の秀吉朱印状の正文が二通確認される。

史料 I—3 ⁽²²⁾

七月十六日注進状、今日九日到来、加披見候、今度番船唐島二有之而、釜山海表へ切々取出、日本之通路相支候処、去十五日夜相動、彼番船百六十余艘伐捕、唐人数千人切捨、其外海へ追はめ、并先々津々浦々十五六里之間之船共悉焼捨由、手柄之段無比類候、以来迄番船根切仕候事、御感不斜候、何も帰朝之刻、可被加御褒美候、猶徳善院・増田右衛門尉・石田治部少輔・長東大蔵太輔可申候也、

八月九日 ○(秀吉朱印)

藤堂佐渡守(高虎)とのへ

史料 I—4 ⁽²³⁾

七月十六日注進状、今日九日到来、加披見候、今度番船唐島有之、釜山海表へ切々取出日本之通路相支候処、去十五日夜相動、彼番船百六十余艘切捕、唐人数千人伐捨、其外海へ追はめ、并津々浦々

十五里之間之船共悉焼捨由、手柄段無比類候、向後迄番船根切仕候事、御感不斜候、何も帰朝之刻、可被加御褒美候、猶徳善院・増田右衛門尉・石田治部少輔・長束大蔵太輔可申候也、

八月九日 ○(秀吉朱印)

加藤左馬助(高明)とのへ

史料Ⅰ―1と4の存在からすると、『日本戦史朝鮮役』が『征韓録』から引用した八月九日付島津義弘・島津忠恒宛秀吉朱印状写は『征韓録』編纂の過程で史料Ⅰ―1と史料Ⅰ―2をあたかも一通の文書かのように誤写したと考えるべきであろう。²⁵⁾

こうしてみると、『日本戦史朝鮮役』が『征韓録』から引用した八月九日付島津忠豊宛秀吉朱印状写にも誤写などの誤りがあると考えられる。この写と同日付でほぼ同文の次のような秀吉朱印状の写が「鹿兒島県史料旧記雑録後編三」に収録されている。

史料Ⅱ―1

今度於唐島表、番船百六拾余艘伐捕刻、其方自身碎手、切乗三番目船、唐人不殘切捨由、手柄之段無比類候、殊更不焼其船、日本え差渡儀、御感不斜候、何も帰朝之刻、可被加御褒美候、猶徳善院・増田右衛門尉・石田治部少輔・長束大蔵太輔可申候也、

八月九日 御朱印

島津又七郎(忠雄)とのへ

これと『征韓録』収録の写を対照してみると、「切捨」が「切棄」、
「差渡」が「指渡」となっているなど用字にも若干の相違がみられる

が、もつとも異なるのは「猶」に続く人名の順序であり、『征韓録』では「猶増田右衛門尉・石田治部少輔・長束大蔵太輔・徳善院可申候也」となっている。これらの相違から、いずれの写がより良質であるのか判断するのは難しい。しかし、史料Ⅰ―0にみられた誤写と考えるべき問題点を重視した場合には、史料としての信頼性は史料Ⅱ―0よりも史料Ⅱ―1の方が高いといえよう。

やや煩瑣な検討を続けてきたが、次の点を確認しておきたい。

『日本戦史朝鮮役』は「敵ノ水軍ヲ撃破シ鹵獲又ハ焚毀セシモノ艦船百六十余隻ニ及ヒ」と総括しており、その根拠は第一九四号・第一九五号として掲載された二通の秀吉朱印状写である。ただし、それらはいずれも『征韓録』収録の写であり、前者に関しては正文にあたる史料Ⅰ―1・2が存在し、後者に関しては史料としての信頼性の高い史料Ⅱ―1が存在する。よって、史料Ⅰ―1・2、史料Ⅱ―1にもとづいて考察を進めるべきであろう。また、前者と同内容の史料Ⅰ―3・4を含めると、内容的には感状といえる計五通の秀吉朱印状が発給されており、これらは史料Ⅰ―1と4と史料Ⅱ―1の二つのタイプに分類できる。

次章以下では、右のような二つのタイプの秀吉感状をI型感状・II型感状と呼び、「番船取申帳」とそれぞれとの対応関係を考察してゆく。

三 「番船取申帳」とI型感状

本章では、「番船取申帳」とI型感状との対応関係を考察する。I型感状はいずれも冒頭に「七月十六日注進状、今日九日到来、加披見候」とあるように、七月一六日付注進状を八月九日に披見した秀吉が発給したものである。次の史料はその注進状の写と考えられる。

史料B⁽²⁾

急度奉致言上候、

一番船唐島を居所二仕、日々罷出、日本之通船渡海一切不罷成ニ
付て、五人之もの共申合、唐島え押寄、明昨日十五日夜半より
明未之刻迄相戦、番船百六十余艘切取、其外津々浦々十五六里
之間、ふね共不残焼棄申、唐人数千人海へ追はめ、切捨申候、
猶此表之様子、從御奉行衆可被遂言上之条、不及申上候、右宜
御披露所仰候、恐々謹言、

七月十六日

小西撰津守^(行長)

藤堂佐渡守^(高虎)

脇坂中務少輔^(安治)

加藤左馬助^(嘉明)

島津又八郎^(忠直)

羽柴兵庫頭^(義弘)

德善院^(前田安以)

増田右衛門尉殿^(辰盛)

石田治部少輔殿^(三成)
長束大蔵少輔殿^(正家)

中野等氏の研究ではこの史料BとI型感状との関係が適切かつ慎重に説明されている。中野氏は史料Bについて「小西行長と藤堂高虎・脇坂安治・加藤嘉明ら船手の将、および加徳島を守る島津義弘父子が奉行衆に発した七月十六日付の連署状」と説明しつつ、その読み下し文を掲げたのち次のように述べている。⁽²⁸⁾

「番船」とは敵の水軍を指し、これが巨済島(唐島)を根拠として釜山近海にしばしば出没するため、日本からの通船がおぼつかない事態にいたっている。再派兵の動きを前に、朝鮮側としても軍勢・兵糧の動きを遮断する必要に駆られたのであろう。こうした動きに対して、既述した連署の面々が反攻におよんだのである。日本側は海戦の勝利に勢いを得、さらに進んでこの海域の敵船を残らず焼き捨てたことも報じている。(中略) この、七月十四日から十六日にかけておこなわれた巨済島海戦の勝利を告げる注進状は、翌月の八月九日に秀吉に披露され、これをうけて秀吉はつぎのような朱印状を発する。

(前掲史料I-1の読み下し文を掲載―津野註)

これは海戦に勝利した当事者に与えられたもので、感状としての意味合いをもつ朱印状である。注進状の内容をそのままぞつたような文書であるが、ひとまず緒戦に勝利し、制海権の奪取に成功したという安堵感は読みとれよう。(後略)

「注進状の内容をそのままなぞったような文書」なる評はいいえて妙である。また、海戦の直接の原因や「敵船を残らず焼き捨てたこと」つまり焚毀などの戦功、さらに注進状披露や朱印状発給の経過などの説明もじつに明快である。ただ、史料I-1・史料Bに記載された一六〇余という数値に関する言及はみられない。史料解釈に厳密であるがゆえに、この数値に対する判断を保留したのではないかと忖度される。『日本戦史朝鮮役』は「鹵獲又ハ焚毀セシモノ艦船百六十余隻」と総括しているものの、史料I-1・史料Bをみる限りでは、一六〇余は「伐捕」（「切取」）つまり鹵獲の対象となった船の数であるかのようにとれる。前述のごとく、『日本戦史朝鮮役』の見解は「結果として」その妥当性を認めることになるが、違和感はぬぐえない。また、史料Bの連署者が六名であるにもかかわらず、「五人のもの共」とあるのはじつに奇妙である。しかしながら、一六〇余という数値も含めて、まさに「注進状の内容をそのままなぞったような」史料が存在する。

史料C⁽²⁾

自朝鮮国有御注進、朝鮮出番船於唐島、日本渡海之衆煩之、小西撰津・藤堂佐渡守・脇坂中務・加藤左馬介・島津又八郎・島津兵庫頭五人相談、夜中遣兵船於唐島、唐人数千人殺之、舟百六十艘取之、島中所隠之舟焼失之云々、大閤不勝欣悦、（後略）

これは『鹿苑日録』慶長二年八月九日条の記事であり、ここに記された「御注進」の内容は史料Bの内容と一致しており、記主の西笑承兌は史料Bの正文を裏見したとみてよからう。承兌も小西行長・藤堂

高虎・脇坂安治・加藤嘉明・島津忠恒・島津義弘の六名を列挙しながらも、「五人相談」としている。そして、「舟百六十艘取之」もまた史料Bや史料I-1と同様の内容である。

なお、次の史料によれば、史料Bの正文にあたる注進状が秀吉に披露されたのは伏見であり、実際に披露にあつたのは長束正家・増田長盛の兩人であつたと考えられる。

史料D⁽³⁾

尚以御帰朝之刻、可被加御褒美旨候、以上、

七月十六日御注進状、今日九日於伏見披露申候処、各御手柄無比類儀、御感不斜候、依之名々ニ被成 御朱印候、誠番船之根切、大慶不過之候、弥陸地へ御動、各被相談、無御越度様御行肝要候、恐々謹言、

長大

八月九日

正家（花押）

増右

島津又八郎殿^(忠恒)

御報

長盛（花押）

ここで、史料BやI型感状によって巨濟島海戦への参加が判明している諸将に関連する記載に着眼して、「番船取申帳」を分析してみたい。史料Bの連署の順にしたがって考察をすすめてゆこう。

小西行長に関連する記載は「一老艘 小西撰津守内小西孫九郎自^(行長)

身取」二式艘 小西撰津守内岡田少五郎取申候」である。この記載から、行長の家臣二人が計三艘を鹵獲する戦果をあげていたことが知られる。こうした戦果もふまえるならば、行長宛にもI型感状が発給されたと判断すべきであろう。藤堂高虎に関連する記載は「一壹艘 藤堂(高虎)佐渡守内藤堂次郎左衛門取申候」二壹艘 同佐渡守内藤堂勘左郎取申候」二式艘 藤堂宮内少輔内藤堂仁右衛門取」二式艘 藤堂佐渡守内藤堂新七郎(藤堂作兵)取申候」である。この記載から、高虎の家臣五人が計六艘を鹵獲する戦果をあげていたことが知られる。脇坂安治に関連する記載は「一壹艘 脇坂中務(安治)自身取申候」二壹艘 同中務内脇坂覚兵衛取申候」二壹艘 同中務内三宅勝介取申候」二壹艘 同中務内ふせ又介取申候」二壹艘 同中務内中村三介取申候」である。この記載から、安治自身と安治の家臣四人が計五艘を鹵獲する戦果をあげていたことが知られる。こうした戦果もふまえるならば、安治宛にもI型感状が発給されたと判断すべきであろう。加藤嘉明に関連する記載は「一壹艘 加藤左馬之介(嘉明)自身取申候」二壹艘 加藤左馬之介内川口久五郎兵衛取申候」二壹艘 加藤左馬之介内中島勝右衛門取申候」である。この記載から、嘉明自身と嘉明の家臣三人が計三艘を鹵獲する戦果をあげていたことが知られる。以上のように小西行長・藤堂高虎・脇坂安治・加藤嘉明については関連する記載が「番船取申帳」にある。しかし、島津忠恒・島津義弘については関連する記載がない。この点については一六〇余という数値の問題とあわせて考えてみたい。

I型感状はいずれもほぼ同文であり、「伐捕」「切捕」といった用字の違いはあるものの、その対象となった船数はまったく同じ一六〇余である。そもそもI型感状は「注進状の内容をそのままなぞったような文書」であり、船数も史料Bのそれを「なぞった」のである。そこで、その史料Bをみると、一見、この船数は史料Bの連署者による「切取」の合計であるかのように思われる。また、続く部分に「不残焼棄」すなわち焚毀に関する言及があるので、「切取」(伐捕)「切捕」はあくまで鹵獲であるかのように思われる。しかし、「番船取申帳」の傍線部によれば、「切取申」すなわち鹵獲は三四であり、「焼捨」すなわち焚毀は一三〇である。そして、これらを合計すると一六四つまり一六〇余となる。よって、前述のごとく『日本戦史朝鮮役』の見解は妥当なのである。つまり、鹵獲した「番船」が一六〇余だったのでなく、「鹵獲又ハ焚毀セシモノ艦船百六十余隻」だったのである。このように巨済島海戦の戦果とくに鹵獲と焚毀の数値をそれぞれ明示していることに巨済島海戦の研究における「番船取申帳」の意義が認められよう。

こうした「番船取申帳」の意義をふまえるならば、史料Bの連署者かつ史料I-1・2の受給者である島津義弘・島津忠恒が「番船取申帳」に記載されていない点については以下のように考えるべきであろう。「番船取申帳」はその名のとおりあくまで鹵獲した「番船」の情報をもとめたものである。よって、「番船」を焚毀したものの、鹵獲はしなかつた諸将は「番船取申帳」には記載されない。おそらく、義弘ら

の島津勢は戦功をあげたものの、鹵獲はしなかったのであろう。

ここで次のような疑問が生じよう。「番船取申帳」にはI型感状を発給されていない—あるいは発給されたとは考えにくい—諸将も多数記載されているが、彼らの戦功は賞されなかったのであろうか。こうした観点から注目されるのがII型感状である。

四 「番船取申帳」とII型感状・「番船」進上

本章では、「番船取申帳」とII型感状との対応関係を考察する。また、この両者とかかわる「番船」進上の状況とその意義について考察する。

II型感状はI型感状と同日付であり、一六〇余の「番船」の「伐捕」に関する記述は共通しているが、同じ内容とはいいがたい。また、その受給者である島津忠豊はI型感状の受給者たちとは異なり史料Bの連署者ではない。当然、史料Bとは別に注進がなされたはずである。

実際、その史料Bにも「従御奉行衆可被遂言上之条」とあるように、「奉行衆」が注進することになっていた。では、この「奉行衆」とは誰のことであろうか。

史料E^(註)

今度番船へ働ニ付而、加藤左馬助^(嘉明)御法度之 御朱印之旨を相背、又ハ両四人相定書物之旨をも相ちかへ、却而両三人又ハ奉行衆までも悪口被申儀、無是非候、御為を存候故各も奉行衆中も堪忍仕候、以来於 御前御尋之時者、有様に可申上候、為其如此候、以

上、

七月十九日

早川主馬首

長政 (花押)

太田飛驒守

一吉 (花押)

垣見和泉守

一直 (花押)

竹中源介

隆重 (花押)

熊谷内蔵允

直盛 (花押)

小西摂津守殿

毛利民部太輔

友重 (花押)

藤堂佐渡守殿

福原右馬助

長堯 (花押)

脇坂中務少輔殿

この連署状の発給者は慶長二年五月二四日以降の軍目付らであり、発給日は七月一九日なので、史料中の「今度番船へ働」とは巨濟島海戦における日本側の軍事行動である。この連署状からは以下のような事実が知られる。加藤嘉明が軍事行動に際して、「御法度之 御朱印之旨」に背き、また諸将との約束に違反しただけでなく、諸将や「奉行衆」に悪口をはいた。そこで、諸将そして「奉行衆」も嘉明のことを思うがゆえに今回の件については堪忍する一方で、「奉行衆」はこれ以

降は秀吉の御前でお尋ねがあれば、ありのまま報告すると決定した。

ここでいう「奉行衆」とは、発給者の軍目付らにほかなるまい。軍目付らは自分たちのことを「奉行衆」と称しており、小西行長・藤堂高虎・脇坂安治宛の右の連署状でもその呼称を使用していたのである。よって、行長ら三人も連署者となっている史料Bの「奉行衆」とは軍目付らのことと判断してよからう。

史料Ⅱ-1のような感状が発給されているのだから、そこで賞されている「其方自身碎手、切乗三番目船」「不焼其船、日本え差渡儀」といった忠豊の戦功に関する注進状が送付されたはずであるが、それに該当するような注進状は見いだせない。ただし、忠豊の戦功とくに「番船」の鹵獲を注進する内容の史料は見いだした。それが「番船取申帳」であり、これには「一老艘 島津又七郎自身取申候」と記載されている。この「番船」こそ忠豊が「不焼其船、日本え差渡」した「番船」とみてよからう。次の二つの史料からも、「番船取申帳」記載の鹵獲「番船」のなかには進上されたものがあつた事実が判明する。

史料F⁽³²⁾

自福原右馬介殿有使者、自朝鮮之一札持来、於朝鮮唐島所被取之番船并船中之諸道具被贈進也、夜来自殿中有佳招、即赴之、則福原進上之舟、舟中有書物、可読之由御意也、於御前講説之、夜半帰来、

史料G⁽³³⁾

八月五日之御状十月四日拜見候、如貴意御渡海之刻、不及御暇

乞遺恨存候、

一番船御分取之儀、御高名之段此已前於御前承、於拙者式致満足候、一段二上様も御感二付、其船并船中之諸道具御運上、無異儀到大坂着岸珍重候、

一昨夕即 御前へ被召、水軍船数・弓矢之書物・朝鮮内程へ書札之案、不残致講話候処、使等之旗図逐一於御前申上候、遠路諸道具大船迄御上之段、別而被成御感候、御手柄之趣具二申上候、自然於爰元御用之儀、可被仰聞候、

(中略)

十月五日

承兌⁽³⁴⁾

福原右馬介殿

史料Fは『鹿苑日録』慶長二年一〇月四日条の記事であり、史料Gは『鹿苑日録』の記主承兌の書状案である。これらより、次のような鹵獲「番船」の進上の状況が知られる。

慶長二年一〇月四日、朝鮮の福原長堯からの使者が八月五日付長堯書状を携えて伏見に到着した⁽³⁴⁾。その長堯書状では、巨済島海戦での「御手柄」や鹵獲「番船」とその搭載品の秀吉への進上について述べられていた。同日、こうした書状の内容を承兌は京都の秀吉に伝え、また大坂に着岸していた「番船」の搭載品が秀吉に進上された。同日夜に承兌は秀吉によって召しだされ、搭載品について秀吉に解説する。また、承兌は長堯の「御手柄」について詳しく秀吉に上申する。翌一〇月五日、承兌は以上のような経過に加えて、「遠路諸道具大船迄御上之

段、別而被成御感候」という秀吉の喜びようを長堯に伝えるべく書状を認めた。

このように長堯は巨済島海戦で鹵獲した「番船」とその搭載品を秀吉に進上していた。これと関連して注目されるのが、「番船取申帳」の「一壹艘 福原右馬之介(長堯)自身取申候」なる記載である。長堯は自身で「番船」一艘を鹵獲していたのであり、この一艘こそ秀吉に進上された「番船」にほかなるまい。

ここで、鹵獲「番船」の進上の意義について考えておこう。「遠路諸道具大船迄御上之段、別而被成御感候」と承兌が伝えた秀吉の喜びようからすると、進上には秀吉の歓心を買うといった目的もあったといえる。しかし、続く部分で承兌が「御手柄」の上申を伝えている点に着目するならば、鹵獲「番船」には戦功の証としての価値が存在したと考えるべきであろう。当然ともいえるが、焚毀した「番船」に関しては物証は残らないはずであり、その戦功の実否を後日判断するのは困難である。鹵獲「番船」の進上に戦功を証明するという意義を看取すべきであろう。

さて、史料Ⅱ―1・史料F・史料Gからは忠豊や長堯が巨済島海戦で鹵獲した「番船」を進上していた事実が知られ、それに該当すると考えてよい鹵獲「番船」が「番船取申帳」に記載されていた。こうした「番船取申帳」と諸史料との対応関係からすると、「番船取申帳」に記載された鹵獲「番船」に関する情報の信頼性は高いと判断される。

では、その正文は注進状としての機能を果たしたのであるか。忠豊

の進上に関する史料Ⅱ―1記載の鹵獲「番船」と「番船取申帳」記載のそれは同じとみなされるものの、前者の「切乗三番目船」といった具体的な記述に対応するような記述は後者にはないので、後者が前者発給のもとになった注進状であったとは考えにくい。ただ、史料Gの傍線部には「番船御分取之儀、御高名之段此已前於御前承」とあり、今回の「番船」進上の前にすでに長堯が「番船」を鹵獲する戦功をあげていたことが秀吉に注進されていた事実が知られる。その注進に使用されたのは「一壹艘 福原右馬之介自身取申候」なる記載を有する「番船取申帳」の正文だったのでなからうか。

遺憾ながら、「番船取申帳」の正文が注進状としての機能を果たした事実を直接示す史料の所見はえられていない。しかし、史料Bから「奉行衆」すなわち軍目付の注進がなされたはずであること、注進を秀吉に披露する任にあたったのは増田長盛・石田三成・長束正家・前田玄以らであったこと、さらに「番船取申帳」の「一壹艘 島津又七郎自身取申候」「一壹艘 福原右馬之介自身取申候」なる記載は島津忠豊・福原長堯が巨済島海戦で「番船」を鹵獲して進上した事実と見事に符合していること、以上からすると「番船取申帳」の鹵獲「番船」に関する情報の信頼性は高いと判断される。「番船取申帳」は信頼しうる鹵獲「番船」に関する情報を提示しているのであり、ここに巨済島海戦の研究における「番船取申帳」の意義が認められよう。

おわりに

本稿では、「番船取申帳」を紹介するとともに、I型感状・II型感状などの諸史料との対応関係を考察して分析し、巨済島海戦や軍目付の研究における「番船取申帳」の意義を論じてきた。最後に、福原長堯と同様にI型感状・II型感状・史料Bなどからは巨済島海戦への参加が確認しえない諸将に関する記載を検討しておく。

ここでは、そうした諸将のうちの伊東祐兵に着目してみたい。祐兵については、「一老艘 伊藤民部大輔内伊藤平六取申候」「一老艘 伊藤民部大輔内伊藤平六取申候」と二人の家臣が計二艘を鹵獲したかのような記載がある。しかし、後者の秋月種長は祐兵とともに「日向衆」として毛利吉成の指揮下に入っていたようであるが、「伊藤民部大輔内」とは考えられない。おそらく、直後の「一老艘 秋月三郎」なる記載との関係で生じた誤写であろう。ただし、祐兵が巨済島海戦に参加し、戦功をあげていたのは確かである。

史料H³⁶⁾

八月十六日之注進状、被加披見候、赤国之内南原之城大明人楯籠
ニ付而、去十三日ニ取巻、致仕寄を、同十五日之夜責崩、其方手
前首数十七討捕之旨候、即鼻到来、粉骨之至候、最前番舟伐捕、
度々手柄無比類候、弥先々動之儀申談、丈夫ニ可申付事肝要候、
猶増田右衛門尉・長束大蔵大輔・徳善院・石田治部少輔可申候也、

秀吉

九月十三日 御朱印

伊藤民部大輔とのへ

これは南原の戦いにおける祐兵の戦功を賞した秀吉感状の写である。南原の戦いがおこったのは慶長二年八月中旬なので、时期的にみて「最前番舟伐捕」は巨済島海戦における戦功と考えるほかない。実際、本稿で検討してきた諸将でいえば、島津義弘・同忠恒、藤堂高虎、加藤嘉明、島津忠豊にもほぼ同文の感状が発給されている³⁷⁾。祐兵が巨済島海戦に参加して戦功をあげていたことは確実なのであり、「番船取申帳」からは家臣による「番船」の鹵獲という具体的な戦果が知られるのである。翻って考えると、I型感状・II型感状や史料Bのような史料の所見がなくても、「番船取申帳」に記載があれば、その諸将は巨済島海戦に参加していたことが判明するのである。これらの二点もまた、巨済島海戦の研究における「番船取申帳」の意義として認められよう。

本稿は、巨済島海戦に関する一注進状の紹介とそれにかかわる事実の指摘に終始したともいえる。弁明めくが、こうした考察の先に控えている課題に言及して擱筆したい。旧稿において、「唐島の戦い（巨済島海戦―津野註）に関する注進および秀吉による論功行賞については別稿執筆を期しており、嘉明の悪口をめぐる軍目付や参戦諸大名の対応も論じる予定である」と述べた³⁸⁾。巨済島海戦に関する注進の一端を明らかにした本稿は「別稿執筆」の前提をなす基礎的な考察にあたる。

註

- (1) 北島万次『朝鮮日々記・高麗日記』(そして、一九八二年)、同『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』(校倉書房、一九九〇年)、同『豊臣秀吉の朝鮮侵略』(吉川弘文館、一九九五年)など参照。
- 軍目付に関しては後述の「奉行衆」に加えて「目付」「横目」「奉行」など様々な呼称が史料上確認されるが、本稿では北島氏の研究にない軍目付と呼ぶことにする。
- (2) 『大日本古文書島津家文書』四〇二号。
- (3) 中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』(吉川弘文館、二〇〇六年)三〇三頁。
- (4) 鼻請取状に関する研究史や鼻請取状の残存状況については、拙稿「黒田長政宛鼻請取状について」(高知大学人文学部人間文化学科『人文科学研究』第一七号、二〇一一年)参照。
- (5) 佐島顕子「文禄・慶長役期の秀吉朱印状の送達について」(『福岡女学院大学紀要』第一号、一九九一年)、同「秀吉と情報」(山本博文・堀新・曾根勇二編『消された秀吉の真実』柏書房、二〇一一年)により朝鮮からの注進の状況は解明されつつあり、慶長の役における軍目付に関しては、前者で慶長三(一五九八)年二月に釜山の軍目付熊谷直盛が諸将からの「注進の使者」を日本に派遣する日の調整にあたっていた事実が指摘されている。
- (6) 李敏雄「丁酉再乱期における漆川梁海戦の背景と主要経過」(黒田慶一編『韓国の倭城と壬辰倭乱』岩田書院、二〇〇四年)三九五頁。
- (7) 後述の研究も含めてこの海戦については多くの研究が言及しているが、ここでは前掲李敏雄論文のほか以下の諸研究を参考にした。参謀本部編『日本戦史朝鮮役』(村田書店、一九七八年、初版は一九二四年)三四七〜三五〇頁。有馬成甫『朝鮮役水軍史』(海と空社、一九四二年)二二六〜二三八頁。中村栄孝『日鮮関係史の研究中』(吉川弘文館、一九六九年)二一三頁。
- (8) 『国史大辞典第三卷』(吉川弘文館、一九八三年)の「唐島の戦」の項。なお、『国史大辞典第十二卷』(吉川弘文館、一九九一年)の「文禄・慶長の役」の項には「巨済島の戦」「巨済島の海戦」の表記もある。
- (9) 『日本戦史朝鮮役』。前掲北島『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』二六〇頁・二七七頁(二六〇頁には「巨済島海戦」の表記もある)。
- (10) 前掲中野『秀吉の軍令と大陸侵攻』三〇九頁。
- (11) 前掲有馬『朝鮮役水軍史』。
- (12) 李炯錫『壬辰戦乱史中巻』(東洋図書出版、一九七七年)。前掲李敏雄論文。
- (13) 北島万次『秀吉の朝鮮侵略と民衆』(岩波書店、二〇一二年)。
- (14) 三鬼清一郎「朝鮮出兵における水軍編成について」(『豊臣政権の法と朝鮮出兵』青史出版、二〇一二年、初出一九六八年)二五〇〜二五一頁。

(15) 拙稿「軍目付垣見一直と長宗我部元親」(『長宗我部氏の研究』吉川弘文館、二〇一二年、初出二〇一〇年) 参照。なお、本稿において使用している軍目付の実名については拙稿「慶長の役における軍目付の実名について」(『ぐんしょ』再刊第五四号、二〇〇一年) 参照。

(16) 『日本戦史朝鮮役』三五〇頁。

(17) 本文で引用した『日本戦史朝鮮役』掲載の朱印状写と東京大学史料編纂所架蔵写本「征韓録」(請求記号410.5-13) 収録のそれとの間には異同がみられる。参考のために、異同の部分に傍線を付して掲げておく。

七月十六日注進状、今月九日到来、加披見候、今度番船唐島へ有之而、釜山浦表へ切々取出、日本通路相支候処、去十五日夜相勦、番船百六十余艘伐捕、唐人数千入伐捨、其外海へ追はめ并津々浦々十五六里之間之船共悉焼捨之由、手柄之段無比類候、以来迄番船根切仕候事、御感不斜候、何も帰朝之刻、可被加御褒美候、猶徳善院・増田右衛門・石田治部少輔・長束大蔵太輔可申候也、
慶長_三年

八月九日 御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ
島津又八郎とのへ

(18) 本文で引用した『日本戦史朝鮮役』掲載の朱印状写と前掲東京

大学史料編纂所架蔵写本「征韓録」収録のそれとの間には若干の異同がみられる。参考のために、異同の部分に傍線を付して掲げておく。

今度於唐島表、番船百六十余艘伐捕刻、其方自身碎手、切乗三番目船、唐人不殘切棄由、手柄之段無比類候、殊更不焼其船、日本へ指渡儀、御感不斜候、何も帰朝之刻、可被加御褒美候、猶増田右衛門尉・石田治部少輔・長束大蔵太輔・徳善院可申候也、

八月九日 御朱印

島津又七郎とのへ

(19) 東京大学史料編纂所架蔵写本「征韓録」。

(20) 『大日本古文书島津家文書』四三六号。

(21) 『大日本古文书島津家文書』四三七号。

(22) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「藤堂文書」。

(23) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「近江水口加藤文書」。

(24) 北川鐵三校注「島津史料集」(人物往来社、一九六六年) には『征韓録』の読み下し文が収録されており、問題の八月九日付島津義弘・島津忠恒宛秀吉朱印状写について「便宜上両者(本稿の史料I-1・2に該当する文書―津野註)の充所を一緒にまとめたものであると解釈できる」との説明がある(同書二四二頁)。この見方は『征韓録』の編者にいささか好意的過ぎるのではないだろうか。

- (25) 『鹿児島県史料旧記雑録後編三』(鹿児島県、一九八三年)二八一号。
- (26) 註(18) 参照。
- (27) 『大日本古文書島津家文書』九六七号。
- (28) 前掲中野『秀吉の軍令と大陸侵攻』三〇八〜三一〇頁。
- (29) 『鹿苑日録第二卷』(続群書類従完成会、一九三四年)慶長二年八月九日条。
- (30) 『鹿児島県史料旧記雑録後編三』二八〇号。
- (31) 『藤堂文書』。
- (32) 『鹿苑日録第二卷』慶長二年一〇月四日条。
- (33) 伊藤真昭・上田純一・原田正俊・秋宗康子編『相国寺蔵西笑和尚文案自慶長二年至慶長十二年』(思文閣出版、二〇〇七年)一五号。
- (34) この頃の承兌や秀吉の居所については、杣田善雄「西笑承兌の居所と行動」(藤井讓治『織豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一一年)、藤井讓治「豊臣秀吉の居所と行動(天正10年6月以降)」(同前)参照。
- (35) 拙稿「文禄・慶長の役における毛利吉成の動向」(高知大学人文学部人間文化学科『人文科学研究』第九号、二〇〇二年)。
- (36) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本「伊東系譜」。
- (37) 順に『大日本古文書島津家文書』四三八号、「藤堂文書」、「近江水口加藤文書」、「鹿児島県史料旧記雑録後編三」三〇三号。

(38) 前掲拙稿「軍目付垣見一直と長宗我部元親」。
〔付記〕

本稿執筆にあたり、史料検索に三鬼清一郎『豊臣秀古文書目録』(私家版、一九八九年)、同『豊臣秀古文書目録(補遺1)』(私家版、一九六六年)、藤井讓治『秀吉文書集成』(私家版、二〇一二年三月版)、東京大学史料編纂所の所蔵史料目録データベースなどを利用した。

本稿は、平成二二〜二五年度科学研究費補助金(基盤研究(C))「朝鮮出兵における軍目付の機能および実態の研究」(課題番号二二五二〇六七八)による成果の一部である。